

こんにちは！ 日本共産党の

# 大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年10月24日 106

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona\_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

## 尼崎クリーンセンター第2工場を視察

10月7・8・9日に行われた議会建設経済環境委員会での先進地視察最終ご報告は、尼崎クリーンセンター第2工場です。現在東海村とひたちなか市が共同で進めている広域清掃センターで採用を予定している焼却施設(ストーカー炉+廃溶融炉)と同じ形式であることから、尼崎市を視察することを決めたものです。



尼崎クリーンセンター第2工場全景

第2工場では、尼崎市内の家庭などから排出された廃棄物を焼却処理し、焼却灰はプラズマ溶融炉で溶融。ここから排出される溶融固化物は資源物としてリサイクルもできる。また、焼却時に発生する廃熱を利用した廃棄物発電も行っているとのことでした。

私が気になっていたのは、廃溶融炉は安全なのか、排ガス対策になるのか、スラグの活用は問題ないのか、また、クリーンセンター建設とごみ減量化の方向との関係でした。

尼崎市では、「その他の廃プラスチック」を焼却ごみにしていた点は東海村とは大きな違いでした。

廃溶融炉の採用は処分場の延命のためとの事で、本村でも“焼却灰の減量化のため”を理由にしています。

「廃溶融炉の事故は今のところない」ということですが、私の得たこれまでの情報では、全国的には事故が多いと聞き、本村でもこの点は大変心配されるところです。

さらに、溶融処理したあとに生産されるスラグには有毒な重金属が含まれていると聞きますが、仮にこれを道路の材料に使うなどは問題はないのでしょうか。

残念ながら心配される点について説明できませんでした。引き続き調査しつつ村の考え方も質していきます。

### 【第2工場施設概要】

敷地面積	33,714m <sup>2</sup>
建築面積	15,125m <sup>2</sup>
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造ほか
竣工	平成17年3月
処理能力	焼却施設 240t/24h × 2基 計480t/24h 廃溶融施設 73t/24h × 2基 計146t/24h
発電能力	14,100kW
炉形式	焼却炉 全連続燃焼式ストーカ炉 廃溶融炉 プラズマ式溶融炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー
排ガス処理設備	ろ過式集塵器 湿式有害ガス除去装置 触媒脱硝装置
排水処理設備	プラント系排水処理 洗煙系排水処理
余熱利用設備	抽気復水タービンによる発電 工場内給湯

ふり返って、ファーマーズマーケットは出荷農家数がどれだけになり、1年を通じてどれだけの商品ぞろえができるか、それとの関連で集客範囲をどう見るかなどが課題かと考えます。農家も消費者も元気になり安全・安心な農産物が身近に得られるこの事業の成功を期待します。菜の花エコプロジェクトについても、当面遊休農地対策と廃食用油のリサイクルで、村独自の温暖化対策の取り組みを進めることは重要と考えます。



## 東海村自治基本条例（素案）

# 第6章 村議会の役割 案文がほぼまとめられました

今年3月議会で設置された「自治基本条例調査特別委員会（共産党会派は川崎篤子議員が所属）」で、この間検討されてきた村議会の役割の内容が、21日開かれた委員会ではほぼまとめられました。村が行ったコミセン6館での説明会には間に合いませんでしたので、ここでご報告させていただきます。尚、本村の条例策定は、飯田市条例を中心的に参考にしています。

自治基本条例策定にあたり、私たち会派で重視してきたのは、「憲法や地方自治法第1条の精神」が息づいたものであること、また、住民の行動について1つ1つの具体的なことに対し強制力を持たせるものではないこと、行政や議会を積極的に開かれたものとする、行政・議会ともに村民主体で公正・公平さが重視されていることなどです。

特別委員会では、これらを条文に盛り込むよう主張しましたが、「共産党の主張は条例とはなじまない」旨の意見が多く出され、採用されたのは、開かれた議会の文中、公開の前に、「積極的に」を加えること、また、委員の多くが「議長の責務は不要」と主張する中、川崎議員の奮闘で1項を残すことになったことは大変貴重な事です。

特別委員会では、今後、議会の章以外の全文についても検討する方向との事ですが、引き続き重視すべき視点を掲げていきます。

## 議会がまとめた案文についてご意見をお寄せ下さい

### 第6章 村議会の役割

#### (村議会の責務)

第22条 村議会は、村民の代表機関として、村の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、村民の意思が的確に反映されるよう努めます。

2 村議会は、村の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 村議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

#### (開かれた議会運営)

第23条 村議会は、村議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を積極的に公開し、並びに議会活動について村民に説明することにより、村民との情報の共有に努めます。

2 村議会は、村民の意見を聞くため議会活動への村民参加を推進し、村民に開かれた議会運営に努めます。

#### (村議会議長の責務)

第24条 村議会議長は、村議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営に努めます。

#### (村議会議員の責務)

第25条 村議会議員は、村民の意向把握や情報収集に努め、村民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 村議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、村民の付託にこたえます。

3 村議会議員は、村議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。